

平成 21 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名：関西汽船株式会社
(コード：9152 東証第 2 部、大証第 2 部)
代表者名：代表取締役社長 黒石 眞
問合せ先：常務取締役 中村 彰利
(T E L : 06 - 6574 - 9131)

株式会社商船三井による当社株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社商船三井は、当社株式に対する公開買付けを平成21年3月19日から平成21年4月27日まで実施していましたが、その結果について、同社より別紙のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

以上

(別紙)

平成21年4月28日

各位

会社名：株式会社 商船三井
代表者名：代表取締役社長執行役員
芦田 昭充
コード番号 9104
東証・大証・名証第1部 福岡
問合せ先 財務部長 長崎 文男
TEL 03 - 3587 - 6421

関西汽船株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社 商船三井(以下「公開買付者」又は「当社」といいます。)は、平成21年3月18日付取締役会決議により、関西汽船株式会社(大証2部、東証2部 コード番号:9152 以下「対象者」といいます。)が発行する普通株式の全て(当社が既に保有している対象者株式及び対象者の自己株式を除きます。以下、同様。)を対象として金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施しておりましたが、本公開買付けが平成21年4月27日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社 商船三井
大阪市北区中之島三丁目6番32号

(2) 対象者の名称

関西汽船株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
株券	25,049,650株	2,207,700株	-株

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,207,700株。本公開買付け及び対象者が平成21年3月18日開催の取締役会において決議した平成21年4月13日を払込期日とし、当社を割当先とする第三者割当増資による募集株式の発行(普通株式29,000,000株、払込金額1株当たり55円、総額1,595,000,000円、以下「本第三者割当増資」といいます。)後における対象者の発行済株式の総数(自己株式を除きます。)に対する当社所有割合が66.67%となる株数)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の最大数は、25,049,650株となります。これは、対象者の第97期有価証券報告書(平成21年3月27日提出)に記載された平成20年12月31日現在における対象者の発行済株式総数(39,531,200株)から、平成21年3月18日現在対象者が保有する自己株式数(5,350株)及び平成21年3月18日現在公開買付者が保有する株式数(14,476,200株)を控除した株式数となります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主の皆様による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、法令の手続きに従い当該株式を買い取ります。

(注4) 対象者が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

平成21年3月19日(木曜日)から平成21年4月27日(月曜日)まで(27営業日)

(6) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金63円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限	応募数	買付数
株 券	25,049,650株	2,207,700株	-株	17,583,914 (株)	17,583,914 (株)

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,207,700株。本公開買付け及び本第三者割当増資後における対象者の発行済株式の総数(自己株式を除きます。)に対する当社所有割合が66.67%となる株数)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計(17,583,914株)が買付予定数の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により追加・訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	144,762個	(買付け等前における株券等所有割合 36.62%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,433個	(買付け等前における株券等所有割合 0.87%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	610,601個	(買付け等後における株券等所有割合 89.11%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	16個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	395,136個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 対象者は、平成21年3月18日開催の取締役会において、平成21年4月13日を払込期日とし、当

社を割当先とする第三者割当増資による募集株式の発行（普通株式29,000,000株、払込金額1株当たり55円、総額1,595,000,000円）を決議しておりましたが、平成21年4月13日、当社は当該募集株式の全てを引き受け、払い込みを完了しました。これにより、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」については、本第三者割当増資により当社が引き受けた募集株式に係る議決権の数290,000個を加算しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第97期有価証券報告書（平成21年3月27日提出）に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数です。

(注4) 本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、第97期有価証券報告書（平成21年3月27日提出）に記載された平成20年12月31日現在の対象者の発行済株式総数（39,531,200株）から、本公開買付けを通じて取得しない平成21年3月18日現在において対象者が保有する自己株式数（5,350株）を控除した39,525,850株に係る議決権の数である395,258個に、（注2）に記載した本第三者割当増資により発行された普通株式（29,000,000株）に係る議決権の数290,000個を加えた数である685,258個を分母として計算しております。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金
1,108 百万円

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地	
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

決済の開始日

平成21年5月8日（金曜日）

決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書の本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをした方（以下「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人又は復代理人から応募受付をした各本店若しくは全国各支店にてお支払いします。

5. 公開買付け後の方針及び今後の見通し

当社は、平成21年3月18日に公表しました「関西汽船株式会社株式に対する公開買付けの開始及び第三者割当増資の引受けに関するお知らせ」の記載のとおり、当社と対象者とのより強固な協力体制を構築するとともに、短期的な利益追求にとらわれない柔軟な経営戦略の策定と遂行、並びにこれらを法令上及び実務上機動的かつ柔軟に実現するための意思決定の確保が必要不可欠であり、そのために、当社は対象者を完全子会社化する方針であります。そして、本公開買付けにより当社が保有する対象者普通株式及び対象者が保有する自己株式を除く対象者普通株式の全てを取得できなかったため、以下の方策により、対象者の完全子会社化を実施することを予定しております。

具体的には、当社は、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行

うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更すること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更をすること、全部取得条項の付された普通株式の取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、及び上記乃至を付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に対し要請する予定です。また、完全子会社化手続を実行するに際しては、本臨時株主総会において上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを要請する予定です。

なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合には、上記各議案に賛成する予定です。

上記各議案が本臨時株主総会及び本種類株主総会において承認可決された場合、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得され、対象者の株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなります。全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として対象者の株主に対して新たに交付される対象者株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、当社が対象者の全ての発行済株式を所有することとなるよう、当社は、対象者に対し、本公開買付けに応募されなかった当社以外を対象者の株主に対し交付される対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定することを要請する予定です。そのため、当社以外を対象者の株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、原則として本公開買付けにおける買付け等の価格を基準として算定する予定ですが、当該取得までの間に対象者の財政状態及び業績の重大な変動等の特段の事情が生じた場合には、この金額が本公開買付けにおける買付け等の価格と異なることがあり得ます。上記の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、（ ）上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更をするに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、（ ）上記の全部取得条項が付された株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主が当該株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの（ ）又は（ ）の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けにおける買付け等の価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっての必要な手続等に関しては、株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

また、上記(2)に記載のとおり、当社は、対象者を完全子会社化した後、ダイヤモンドフェリーと対象者に関して、具体的な方法及び時期は本日現在未定ですが、当社グループ内における事業再編に着手することを検討しております。

なお、対象者普通株式は、現在、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部及び株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場していますが、当社は対象者の発行済普通株式（但し、自己株式を除きます。）の全てを取得する方針であり、その場合には、対象者普通株式は、大阪証券取引所及び東京証券取引所の規定に従い所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。

6. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 商船三井（東京都港区虎ノ門二丁目1番1号）

株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以上